

岡崎市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）に係る実費徴収に関する費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的として、予算の範囲内で岡崎市実費徴収に係る補足給付事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において「私立幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により設置の認可を受けた幼稚園のうち子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園をいう。

（補助対象者）

第4条 特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者であって、次の(1)若しくは(3)に該当する者又は(2)に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者
- (2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に三人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者。
- (3) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者。

(3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について（令和6年4月23日こ成保第256号、6文科初第277号）」の別紙に定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき行う事業とする。

(補助対象費用及び補助限度額)

第6条 補助対象費用は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額とし、月額4,800円を補助限度額とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付申請及び実績報告は、施設等利用給付認定保護者から委任を受けた私立幼稚園の設置者が行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする施設等利用給付認定保護者は、会計年度において、4～8月、9～12月、1～3月を交付申請及び実績報告の単位とし、各単位の末日後、岡崎市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼委任状（様式第1号）に補助対象経費を証明する書類を添付して、施設等利用給付認定子どもの通う私立幼稚園へ提出し、当該私立幼稚園は提出された様式第1号をとりまとめ、岡崎市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）、食事の提供にかかる1食当たりの副食費相当額を証明する書類とともに、当該単位後、30日以内に岡崎市へ提出するものとする。

ただし、1～3月分については、当該私立幼稚園は上記書類を3月31日までに市長へ提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による書類を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、当該私立幼稚園へ通知するものとする。

2 市長は、前項に定める受理した書類の内容の審査にあたり、市町村民税所得割合算額等を確認できる場合を除き、施設等利用給付認定保護者に第4条に定める補助対象者である旨を確認するための資料の提出を求めることができる。

（補助金の交付）

第9条 前条に規定する交付決定及び額の確定後、当該私立幼稚園は、請求書を市長へ提出する。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

3 当該私立幼稚園は、補助金が交付されてから30日以内に該当する施設等利用給付認定保護者に対し補助金を支払うとともに、支払ったことを証明する書類を市長へ提出するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、市費補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、該当する施設等利用給付認定保護者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、該当する施設等利用給付認定保護者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。